

田辺市指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則

令和3年3月30日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、田辺市指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年田辺市条例第11号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(人権擁護)

第2条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準省令」という。）第1条の2第5項に規定する必要な体制の整備に関し、同条第3項に規定する指定居宅介護支援事業者（以下「事業者」という。）は、人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施しなければならない。

(衛生管理)

第3条 基準省令第21条の2に規定する措置として、事業者は、衛生管理推進員を置かなければならない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。